

府中市役所庁舎（おもや）内広告付地図案内板設置場所貸付仕様書

1 件名

府中市役所庁舎（おもや）内広告付地図案内板設置場所貸付

2 場所

府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所庁舎（おもや）

詳細は別図のとおりとする。

3 目的

来庁者等の利便性の向上及び行政財産貸付による歳入の確保を目的とする。

4 期間

令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

5 案内板の仕様

(1) 大きさ

ア 西側 幅3,000mm×高さ2,100mm×奥行き700mm以内とする。

イ 東側 幅1,000mm×高さ2,100mm×奥行き750mm以内とする。

(2) 表示物

庁舎案内板、市内全図、駅周辺図等

公共施設や災害時の避難場所等、本市が指定する情報をわかりやすく表示すること。

(3) 地図デザイン

ア 庁舎等の景観を損なわないデザイン、色づかいのものとする。

イ 国土地理院の地図をベースに作成し、地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れた、ユニバーサルデザイン及び色覚障害者に配慮した配色等でのバリアフリーデザインを採用すること。

ウ 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。

エ 地図掲載内容は事前に十分協議した上で決定するものとし、市の要望を反映できるように、地図の自社制作もしくはそれに準じる体制を整えておくこと。

オ デザイン、配置等は市と事業者にて協議して決定する。

(4) 取付け

ア 庁舎への負担が少ない設置方法で固定すること。

イ 地震等の際の落下・転等防止策を十分に講じること。

(5) その他

ア 電源の入切りが自由にできることとし、光源は省エネ・環境対策としてLED

Dを採用すること。

イ 案内板本体は移動可能なキャスター式（ロック機能あり）とすること。

ウ 案内板本体枠の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。

エ 案内板本体についても、庁舎等の景観を損なわないデザイン、色づかいのものとすること。

6 表示する情報

- (1) 市が事業者に対して作成のための情報提供を行い、それを基に事業者が作成する。
- (2) 情報の更新は、地図情報の更新と合わせる。ただし、相当の変更がある場合は、この限りではない。
- (3) 前各号に係る詳細は、市・事業者協議のうえ決定する。
- (4) 情報の作成、管理、掲示等に関する費用は全て事業者が負担するものとする。

6 維持管理等

- (1) 案内板の製作、設置、維持管理、保守、撤去及び原状回復に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。
- (2) 事業者は、年1回の地図メンテナンスを実施し、最新の地図情報に更新する。また、更新時期によらず、地図情報と現状の乖離が認められる場合には、随時対応を行わなければならない。
- (3) 事業者は、案内板の毀損及び汚損、又は不測の事態が生じた場合、速やかに修復されるよう適切な処理を取らなければならない。
- (4) 市の責によることが明らかな場合を除き、案内板の破損等に関しては、市はその一切の責任を負わないこととする。また、事業者は、案内板の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は事業者が負担するものとする。
- (5) 案内板に電気使用量を計測するための子メーターを設置しなければならない。

7 事業者の業務

- (1) 案内板の設置、管理、撤去、設置場所の原状回復を行う。
- (2) 掲出する広告の募集を行う。
- (3) 広告の掲出、取り外し及び維持管理を行う。
- (4) 広告物にかかる年間スケジュール管理を行う。
- (5) 広告付地図の提出及び広告物の内容に係る対応を行う。

8 事業者の手続き

広告のデザイン（内容を含む）を市に提出し審査を受けなければならない。

9 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、協議して定める。